

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則

(保健医療課)

ページ

号外(一) 令和二年六月三十日

規 則

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県自立支援医療に関する規則(平成十八年岐阜県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

姓	名	性別	1男・2女
---	---	----	-------

姓	名
---	---

改め。別記第四号様式中

年 月 日 生	男・女
---------	-----

改める。

別記第六号様式中

姓 別	生年月日	年 月 日
生年月日		

に

改める。

別記第七号様式中

性別	男・女	に
性別	男・女	を

改める。

別記第八号様式中

性別	男・女	に
性別	男・女	を

改める。

附 則

1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県自立支援医療に関する規則

の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県自立支援医療に関する規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

令和二年六月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社